

平成29年12月現在

九州大学において法令の規定により徴収する使用料、手数料その他の料金の算出方法

| 料金の種類 | 学内規則 | 算定方法 |
|-------------------------|-------------------------------|--|
| 情報公開開示手数料 | 九州大学情報公開取扱規程 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）に定める額を準用し設定する。 |
| 個人情報開示等手数料 | 九州大学個人情報開示等取扱規程 | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月25日政令第548号）に定める額を準用し設定する。 |
| 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料 | 九州大学独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程 | 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年2月15日政令第19号）に定める額を準用し設定する。 |